

## 令和6年度運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託に係る公安委員会認定審査の申請について

令和6年度における運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習事業については、宮崎県公安委員会が本講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者に一括して委託することといたします。

なお、本講習業務委託契約の入札に参加を希望される方は、下記のとおり、宮崎県公安委員会が行う審査を受け、認定されることが必要です。

注) 上記「一般社団法人又は一般財団法人その他の者」の法人については、法人格を有するものであればその種類を問わず、具体的には株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利活動法人（NPO法人）、さらには市町村等地方公共団体も含まれます。

### 記

#### 【運転免許証更新時講習】

##### 1 運転免許証更新時講習の意義

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習を行うものとする（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号）と規定されており、この公安委員会が行う法定の講習を運転免許証更新時講習（以下「更新時講習」という。）といいます。

なお、更新時講習については、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、更新時講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託することができる（法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3）と規定されています。

##### 2 委託方法

更新時講習は、運転免許証の更新者が最近の道路交通情勢や改正道路交通法等を知る貴重な講習であり、かつ、更新者の交通安全意識を向上させ交通事故防止に資する重要な講習であります。このことから、高度な講習能力を持った講習従事者（以下「講習指導員」という。）による具体的で分かりやすい講習を、全免許更新者が県内一律平等に受講できることが必要であることから、県内の運転免許センター（3施設）で実施している更新時講習を一括して委託するものです。

##### 3 業務範囲及び履行場所

###### (1) 業務範囲

下記履行場所において更新時講習を実施する。

###### (2) 履行場所

ア 宮崎県総合自動車運転免許センター

- イ 都城運転免許センター
- ウ 延岡運転免許センター
- エ その他運転免許課長が指定する場所

#### 4 委託業務の内容

##### (1) 更新時講習の実施及びこれに付随する事務

###### ア 優良講習

法第108条の2第1項第11号、規則第38条第11項第1号の表の一の項に規定する優良運転者に対する講習の実施及びこれに付随する事務

###### イ 一般講習

法第108条の2第1項第11号、規則第38条第11項第1号の表の二の項に規定する一般運転者に対する講習の実施及びこれに付随する事務

###### ウ 違反講習

法第108条の2第1項第11号、規則第38条第11項第1号の表の三の項に規定する違反運転者等に対する講習の実施及びこれに付随する事務

###### エ 初回講習

法第108条の2第1項第11号、規則第38条第11項第1号の表の四の項に規定する違反運転者等以外の違反運転者等に対する講習の実施及びこれに付随する事務

##### (2) 具体的な業務

- ア 講習実施計画の策定、報告
- イ 受講者の調整、案内
- ウ 各講習の実施
- エ 実施結果の報告
- オ その他、質疑回答など講習に付随する事務

#### 【停止処分者・違反者講習】

##### 1 停止処分者・違反者講習の意義

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第108条の2第1項第3号に基づき、免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対し、また、法第108条の2第1項第13号に基づき、免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に定める点数が3点以下である違反行為をいう。）をし、当該行為が同法102条の2の政令で定める基準（累積点数が6点）に該当するものに対し、講習を行うものとする規定されており、この公安委員会が行う法定の講習を停止処分者・違反者講習といいます。

なお、停止処分者・違反者講習については、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、停止処分者・違反者講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託することができる（法第108条の2第3項及び規則第38条の3）と規定されています。

##### 2 委託方法

停止処分者・違反者講習は、受講者の安全運転に対する意識や態度を改善する教育により道路交通の安全を確保する重要な講習であります。このことから、高度な講習能力

を持った講習指導員による具体的で分かりやすい講習を、全受講者が県内一律平等に受講できることが必要であることから、県内で実施している停止処分者・違反者講習を一括して委託するものです。

### 3 委託業務の範囲及び履行場所

#### (1) 業務の範囲

下記履行場所において停止処分者・違反者講習を実施する。

#### (2) 場所

##### ア 停止処分者講習

宮崎県総合自動車運転免許センター

##### イ 違反者講習

##### (ア) 社会参加活動講習

##### a 社会参加活動

おおむね受講者の住所地を管轄する警察署管内

##### b 座学

(a) 宮崎県総合自動車運転免許センター

(b) 都城運転免許センター

(c) 延岡運転免許センター

##### (イ) 実車指導講習

宮崎県総合自動車運転免許センター

### 4 委託業務の内容

#### (1) 停止処分者講習

規則第38条第3項の規定及び停止処分者講習の実施要領の制定について（平成29年例規第11号）「停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（四輪運転者用）、同第3「停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（二輪運転者用）により実施する講習並びにこれに付随する事務

#### (2) 違反者講習

規則第38条第13項の規定及び違反者講習の実施要領の制定について（平成29年例規第10号）「違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（四輪運転者用）、同第3「違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（二輪運転者用）により実施する講習並びにこれに付随する事務

#### (3) 具体的な業務

ア 講習申出（申請）書等の受理

イ 講習計画の作成

ウ 受講者の調整、案内

エ 各講習の実施

オ 実施結果の報告

カ 通知業務

キ その他、質疑回答など講習に付随する事務

### 【原動機付自転車講習】

#### 1 原動機付自転車講習の意義

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、原動機付自転車免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習を行うものとする（法第108条の2第1項第6号）と規定されており、この公安委員会が行う法定の講習を原動機付自転車講習（以下「原付講習」という。）といたします。

なお、原付講習については、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、原付講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託することができる（法第108条の2第3項及び規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3。以下、この委託を受けたものを「受託講習実施者」という。）と規定されています。

## 2 委託方法

原付講習は、高度な講習能力を持った講習従事者による具体的で分かりやすい講習を、全受講者が県内一律平等に受講できることが必要であることから、県内で実施する原付講習を一括して委託するものです。

## 3 業務範囲及び履行場所

### (1) 業務範囲

下記履行場所において原付講習を実施する。

### (2) 履行場所

ア 宮崎県総合自動車運転免許センター

イ 受託講習実施者が借用した指定自動車教習所及び原動機付自転車免許試験を実施する警察署と受託講習実施者が協議して選定した場所

## 4 委託業務の内容

### (1) 原付講習の実施及びこれに付随する事務

規則第38条第6項の規定及び原付講習の実施要領の制定について（平成29年例規第8号）「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」、第2「原付講習指導要領」による原付講習の実施及びこれに付随する事務

### (2) 具体的な業務

ア 講習実施計画等

イ 講習申出（申請）書等の受理等

ウ 講習の実施

エ 実施結果の報告

オ その他、質疑回答など講習に付随する事務

### 【委託期間】

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

### 【公安委員会認定要件】

- 1 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。
- 2 講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、次の要件をいずれも満たすものであること。

#### (1) 組織

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行

する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が、法51条の8第3項第2号イからへまでに該当するものでないこと。

イ 主たる事務所を県内に有していること。

ウ 履行場所すべての講習を総括的に管理するため、専任の講習管理責任者を宮崎県総合自動車運転免許センターに配置すること。

エ 履行場所のすべてに、次の要件を満たす講習責任者を配置すること。

(ア) 講習に関する業務の管理、講習指導員の指導及び監督に当たる能力を有すること。

(イ) 受講者の意見、要望、苦情及びトラブル等に対して適切に対処し解決する能力を有すること。

なお、講習責任者は、講習指導員から選任することができるものとする。

オ 委託業務に従事する職員に急な欠員や欠勤が生じた場合、その補填が速やかにできるなど、委託業務を適正かつ継続的に実施することができる体制を確保すること。

カ 講習指導員の教育能力を高めるための定期的な指導教養や研修会等による教育体制を整備すること。

キ 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険にかかる保険料）を滞納していないこと等経営の健全化が確保されていること。

ク 講習管理責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にある者であること。

ケ 別記1個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

コ 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。

サ 講習の実施に必要な事務処理を行う職員を配置すること。

## (2) 設備

履行場所のすべてに、講習に必要な設備を準備すること。

## (3) 能力

ア 履行場所のすべてに、講習に従事する要件を満たした講習指導員を配置すること。

イ 令和6年10月1日に本件契約の着手ができ、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。

## 【認定審査手続き等】

### 1 認定申請手続

#### (1) 審査資料（様式用紙等）の配付期間

令和6年4月24日(水)から令和6年7月25日(木)まで

午前8時30分から午後5時まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### (2) 受付期間

令和6年7月16日(火)から令和6年7月31日(水)まで

午前8時30分から午後5時まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申請書の提出及び問い合わせ先

宮崎県警察本部交通部運転免許課講習係

郵便番号880-8555 宮崎市阿波岐原町前浜4, 276番地5

電話番号0985-31-0110（音声ガイダンスメニュー番号3）

(4) 提出方法

前記3の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付してください。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）

(5) 提出部数

1部

2 事前説明会

(1) 日時

令和6年7月16日(火) 午後2時から

(2) 場所

宮崎市阿波岐原町前浜4, 276番地5

宮崎県警察本部交通部運転免許課3階会議室

※ 委託業務の具体的な概要等について説明を行います。この説明を受けないと認定審査申請ができないというのではなく、説明を受けるか否かは、認定審査申請をされる法人の任意です。

3 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書」を郵送して通知します。

なお、通知書受領後、同封の「公安委員会認定結果通知書受領書」を返送してください。

4 認定申請に必要な書類

(1) 講習業務委託に係る公安委員会認定審査申請書

(2) 登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）

(3) 講習指導員に対する指導教養等の教育体制が確保されていることを示す就業規則等の写し

(4) 直近の決算報告書

(5) 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられていることを示す内規等

(6) 印鑑登録証明書

(7) 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

(8) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面

(9) 事業概要書

(10) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行す

る社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)の氏名及び住所等を記載した名簿

(11) 役員全員について、法51条の8第3項第2号イからへまでに該当するものでないことを誓約する書面

(12) 講習管理責任者履歴書

(13) 講習指導員履歴書、運転免許証及び運転記録証明書の写し、講習指導員の要件に該当することを証明する証明書又は修了書等の写し

(14) 委託業務に従事する職員名簿

(15) 講習を行うのに必要な視聴覚教材、車両等の設備を有していることを証する書面

## 5 公安委員会認定の有効期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

## 6 その他

(1) 本件契約の入札に参加する者は、「宮崎県公安委員会の認定」の他、入札要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されることが必要となります。

なお、競争入札参加資格審査の申請は、宮崎県会計管理局物品管理調達課において随時受け付けています。

(2) 提出資料等に係る費用は、各提出者の負担となります。

(3) 提出資料は返却しません。